

第2号様式の8（第5条の6第1項）

第 号
年 月 日

様

野田市長 印

事業系廃棄物受入拒否通知書

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条の規定により、次のとおり事業系廃棄物の受入れを拒否するので、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則第5条の6第1項の規定により通知します。

建築物の所在地	
受入れを拒否する市の処理施設	
受入拒否期間	年 月 日から 年 月 日まで
受入れを拒否する理由	

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。